

別記 1

総合評価点算定基準（施工体制確認型）

1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、入札書が無効でない者及び矢板市低入札価格調査制度事務処理要領第6条第3項において失格でない者について、次の算式により算定する。

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点＋施工体制評価点（0点又は－10点）

2 価格点及び評価点の配点

配点は、次のとおりとする。

- (1) 価格点 100点
- (2) 価格以外の評価点 16点
- (3) 施工体制評価点 0点又は－10点

3 価格点の算定方法

- (1) 価格点は、次の算式により算定する。

価格点＝配点×最低価格／入札価格〔小数点以下第4位四捨五入〕

- (2) 最低価格及び入札価格は、次のとおりとする。

ア 全入札者（入札書が無効でない者）が、低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者である場合

最低価格 各入札者の入札価格（消費税等を含まない。以下、同じ。）のうち最低の金額

入札価格 各入札者の入札価格

イ 全入札者（入札書が無効でない者）のうち、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がいる場合

最低価格 低入札調査基準価格（消費税等を含まない。以下、同じ。）

入札価格 低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者は各入札者の入札価格

低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は低入札調査基準価格

4 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により、評価項目算定資料提出日（以下「評価基準日」という。）現在において、別紙評価項目について評価を行い算定する。

なお、価格以外の評価は、特定建設工事共同企業体に係る入札にあっては代表構成員を対象として行う。

5 施工体制評価点の算定方法

- (1) 低入札調査基準価格以上の価格で入札を行なった者の施工体制評価点は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないことから、施工体制確認審査資料の提出を求めず0点とする。
- (2) 低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者の施工体制評価点は、入札者が提出した施工体制確認審査資料（添付書類を含む。）により、施工体制確認審査資料作成要領に定める評価項目について評価を行い算定する。なお、必要に応じて、事業主管課長は意見聴取を行い評価に反映することができる。
- (3) 前号の審査の結果、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと事業主管課長が認めるときには、施工体制評価点を0点とし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると事業主管課長が認めるときには、施工体制評価点を－10点とする。
- (4) 施工体制確認審査を辞退した者の施工体制評価点は－10点とする。

6 評価項目算定資料については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 優良工事の受賞については、国土交通省等が行う次の優良工事表彰及び栃木県優良建設工事表彰の受賞を矢板市優良工事表彰の受賞とみなして評価する。（表彰の種別は「優良工事」に限るものとし、「優秀工事技術者」「安全管理優良請負者」「イメージアップ優良工事」「コスト縮減優良工事」「地域貢献活動」「優良下請企業」等は含まない）
- (2) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、（公財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。
- (3) 安全衛生活動の実績については、評価基準日の属する年度の前年度に、建設業労働災害防止協会栃木県支部が実施する安全衛生セミナー等を受講するなどして、当該協会が定めた基準を満たした者とする。なお、実績の証明については、評価基準日前3ヶ月以内に当該協会が発行した安全衛生活動等実績証明書の写しに限るものとする。

- (4) 工事無事故等の実績（指名停止等の措置の有無）については、評価基準日前1年間に、矢板市建設工事等請負業者指名停止等措置要領第2条及び第3条の規定に基づく指名停止の期間が含まれず、かつ、第9条の規定に基づく書面での警告又は注意の措置をした通知日が含まれていないことにより評価する。
- (5) 地域の守り手としての実績については、塩谷広域行政組合との災害時の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿の写し又は災害時の応急対策業務実施に関する覚書の写しを提出すること。
- (6) 災害時の基礎的事業継続力については、評価基準日において、関東地方整備局の事業継続計画認定制度による「建設会社における災害時の基礎的事業継続力」認定の有無をもって評価する。これを証明する書類は、評価基準日現在において有効な関東地方整備局長が発行する認定証の写しとする。
- (7) 地域活動の実績については、以下の項目のうち該当する項目数により評価する。
 - ① ボランティア活動実績
 - ・「愛ロードとちぎ」または、「愛リバーとちぎ」にて2年間以内に1回以上活動が確認できる活動報告書の写し（複数企業による活動の場合は自社が活動に参加した年月日がわかる書類の写し）
 - ② インターンシップ等による学生の受入実績
 - ・ 評価基準日の属する年度の前2ヶ年度に、学校教育法に基づく学校等に通う学生等（中学生以上）を対象に教育機関との取り決めをして行った職業体験学習又はインターンシップの実績
 - ③ 担い手確保への取組実績
 - 学校教育法に基づく学校等又は、地域住民により自治会として組織される団体が行う事業に対し、建設業者又は建設業者で構成される団体の一員として無償で参加協力した場合、又は建設業者で構成される団体（JVを除く）が行う事業に団体の構成員として無償で参加した場合であって、次に該当するものとする。
 - ・ 評価基準日前2年間に、若手技術者や女性技術者等の担い手確保のため、現場見学会や出前講座、地域ふれあい活動等を通し、建設業の魅力や役割を伝える取り組みに貢献する活動を行った実績
 - ④ 消防団応援の店登録事業所
 - これを証明する書類は、消防団応援の店登録証の写しとする。

別 紙

【標準設定】（土木一式工事、建築一式工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工工事、PC 橋上部工工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、塗装工事、建築物解体工事対象）

評価区分		評価項目	配点
企業の 施工能力	企業の 技術力	ア 工事成績評定 過去の工事成績評（建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値により評価する。 A評価を 3.0 点、B評価を 2.0 点、C評価を 1.0 点、D評価以下を 0 点とし、平均値〔小数第二位以下切捨て〕を算出する。 対象となる評定点がない場合は、D評価とみなす。 評価の対象とする工事は、評価基準日の属する年度の前 5 ヶ年度に完成引渡しが完了した矢板市発注の 土木一式工事 とする。	3.0 点
		イ 企業の施工実績 同種・類似工事を元請けとして施工した企業の実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）を評価する。	2.0 点
		ウ 優良工事の受賞 過去の栃木県優良建設工事表彰等の受賞（建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。	2.0 点
		エ ISO の認証取得 ISO9001 又は ISO14001 の認証取得の有無により評価する。	0.5 点
		オ 安全衛生活動の実績 建設業労働災害防止協会栃木県支部が実施する安全衛生講習会又は安全衛生活動への参加実績の有無により評価する。	0.5 点
		カ 工事無事故等の実績 評価基準日前 1 年間における指名停止の期間及び書面での警告又は注意の措置が無いことを評価する。	0.5 点
企業の 信頼性	地域精 通度	キ 地域内拠点の有無 本店（建設業法に基づく主たる営業所に限る。）の所在地に基づき評価する。	2.0 点
	地域貢 献	ク 地域の守り手としての実績 塩谷広域行政組合との防災協定の締結の有無により評価する。	2.0 点
		ケ 災害時の基礎的事業継続力の認定 関東地方整備局による建設会社が備えている基礎的事業継続力の認定状況の評価する。	0.5 点
		コ 地域活動の実績 次の各項目のうち実績を有する項目数で評価する。 ①ボランティア活動実績 ②インターンシップ等による学生の受入実績 ③担い手確保への取組実績 ④消防団応援の店登録事業所	3.0 点